

さがの木の家具等開発チャレンジ支援事業

補助事業者選定審査委員会規程

(趣旨)

第1条 県が公募した「さがの木の家具等開発チャレンジ支援事業」に提案のあった団体等の提案書の選定審査を行うため、補助事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、補助事業者の選定を行う。

(構成)

第2条 審査委員会は、林業課長、技術監、副課長により構成する。

(別表)

(任期)

第3条 委員の任期は、補助事業者が決定する日までとする。

(審査委員長)

第4条 審査委員会に審査委員長を置くものとする。

2 審査委員長は、林業課長がこれにあたる。

3 審査委員長は、委員会を代表し、これを総括する。

(会議)

第5条 審査委員会は、林業課長が招集する。

(審査基準)

第6条 審査委員会は、下記に定める審査基準に基づいて審査を行い、採択することが適当な申請者を選定する。

2 審査に当たっては、次の項目により評価を行う。

審査項目	評価の観点	評点 (80点満点)
提案内容	提案が魅力的かつ効果的な内容となっているか。	40点
実施体制	関係者と調整し、計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか	30点
見積額	見積の積算は妥当か。	5点
自由提案	今回の事業に併せて、県産木材の利用拡大のために独自の取組等があるか。	5点

(補助事業者の選定)

第7条 補助事業者の選定は、内容審査の審査委員の平均合計評点が48点以上の申請者の中から審査委員会において決定する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、林業課林産担当において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、林業課長が別にこれを定める。

(別表)

「さかの木の家具等開発チャレンジ支援事業」補助事業者選定審査委員名簿

所属・職名	氏名
林業課 課長	小山田 順二
林業課 技術監	永守 直樹
林業課 副課長	島内 典子
林業課 副課長	北川 恭浩